

市税の証明書

■証明書と閲覧

市税の納税証明書・課税額証明書などの交付を請求するときや固定資産課税台帳を閲覧したいときは、申請書に必要な事項を記載し、次の表に従って本人確認書類（窓口に来られた方のもの）を窓口で提示してください。

なお、法人の証明書の交付を請求する場合は、代表者印が必要です。

区 分		本人確認書類の例	提示方法
A	官公署等が発行した書類 (顔写真付き)	運転免許証、パスポート(旅券)、 マイナンバーカード(個人番号カード)、 住民基本台帳カード(顔写真付き)、 宅地建物取引士証、 官公署が発行した職員証等、 その他これらに準じる書類	・ A の書類から 1 つ提示してください。 ・ A の書類がない場合、B の書類から 2 つ又は B の書類と C の書類を 1 つずつ提示してください。 ・ C の書類を 2 つでは、申請できません。
B	官公署等が発行した書類 (顔写真なし)	健康保険証、国民年金手帳、 住民基本台帳カード(顔写真なし)、 川崎市税の納税通知書、 母子健康手帳、敬老手帳、 その他これらに準じる書類	
C	申請をされる方 名義の書類	公共料金領収書、川崎市税以外の納税通知書、 社員証等、キャッシュカード、 クレジットカード、 その他これらに準じる書類	

※ 必要に応じて、本人であることを確認するため、窓口でお尋ねする場合があります。

●証明書や台帳閲覧を請求できる方

個人情報等に関わるものですので、特別の場合を除いては、次の方に限られます。

1. 本人(相続人、納税管理人なども含みます。)
2. 本人の委任状、代理人選任届又は同意書をお持ちの方
3. 同居の親族
4. 法人の場合は、代表権を有する方又は委任状、代理人選任届若しくは同意書をお持ちの方

- ・ 借地人や借家人などの方も、関係する土地・家屋について課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付を請求することができます。本人確認書類のほか、その物件の賃貸借契約書などをお持ちください。詳しくは市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当へお問い合わせください。
- ・ 宅地建物取引業者の方からの固定資産課税台帳記載事項証明書（評価・公課証明書）の交付請求においては、媒介契約書の特約事項に固定資産課税台帳の閲覧又は評価証明書の取得について委任されたことの記載がある場合に限り、委任されたものとみなします。その記載がない場合は、別途本人からの委任状(原本)をお持ちください。

●証明書の取得・台帳の閲覧ができる場所

市税事務所・市税分室（直通電話番号は67 ページ、所在地は76 ページ参照）では、全ての市税に関する証明書の取得・台帳の閲覧ができます。

区役所・支所の市税証明発行コーナー（76ページ参照）でも、証明書の取得・台帳の閲覧ができますが、5年度以上前の証明書の取得・台帳の閲覧などはできません。なお、支所については令和7年1月以降、令和6年度（令和5年中の所得）の市民税・県民税・森林環境税の課税額証明書、非課税証明書に限り取得できます。詳しくは、お近くの市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当へお問い合わせください。

行政サービスコーナー・出張所の窓口（下表参照）、コンビニエンスストアのマルチコピー機等では、令和6年度（令和5年中の所得）の市民税・県民税・森林環境税の課税額証明書、非課税証明書に限り取得できます（ただし、被扶養者などで申告していない方、川崎市から転出した方などは除きます。）。

なお、コンビニエンスストアのマルチコピー機等をご利用になる場合はマイナンバーカード（個人番号カード）が必要となります。

市外局番は全て044です。

行政サービスコーナー・出張所	場所・住所	電話
川崎行政サービスコーナー	JR 川崎駅北口通路	244-1371
小杉行政サービスコーナー	JR 武蔵小杉駅駅舎下 北口バスターミナル側	722-8685
溝口行政サービスコーナー	JR 武蔵溝ノ口駅北口 ノクティプラザ1 地下1階	814-7500
鷺沼行政サービスコーナー	東急田園都市線鷺沼駅北口 東急ドエル・アルス鷺沼ネクステージ1階	852-8471
登戸行政サービスコーナー	JR 登戸駅改札口正面 JR 登戸駅ビル「味の食彩館のぼりと」2階	933-3000
菅行政サービスコーナー	京王線京王稲田堤駅南口 府中街道沿い K・Tプラザ5階	945-2730
日吉出張所	幸区南加瀬1-7-17	599-1121
橘出張所	高津区千年1362-1	777-2355
向丘出張所	宮前区平1-1-10	866-6461
生田出張所	多摩区生田7-16-1	933-7111

●証明書・閲覧の種類や手数料

税の種類	証明書・閲覧の種類	手数料
市民税・県民税 ・森林環境税	・納税証明書 ・課税額証明書 ・非課税証明書	1件につき300円* * 軽自動車税（種別割）の 継続検査（車検）用の納 税証明書は無料です。
固定資産税・都市計画税	・納税証明書 ・課税額証明書 ・固定資産課税台帳記載事項証明書 （評価・公課証明書） ・課税（補充課税）台帳の閲覧 ・課税台帳に記載されていないことの証明	
軽自動車税（種別割）、 法人市民税、その他	・納税証明書 ※令和5年1月から、軽自動車の車検時に 提出していた納税証明書が、原則、不要に なりました。なお、2輪の小型自動車につ いては従来どおり納税証明書が必要です。	

●市税の納税証明書・課税額証明書などの郵送請求及びオンライン申請について

市税の納税証明書・課税額証明書などの交付を郵送やオンラインで申請することができます。申請方法については、川崎市のホームページをご覧ください。か、市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当へお問い合わせください。

川崎市 市税 証明書

検索

